

広島県告示第三百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年四月十八日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業所		サービスの種類	指定期間
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		年月日
有限会社トツツ	尾道市平原三丁目一番一五号	デイサービスセンターふぁみりい中之町	三原市中之町三丁目七番一號	通所介護	平成二五年四月一日
社会福祉法人桜風会	府中市桜が丘三丁目二番地の一	指定介護老人福祉施設ショートステイあいあい別館	府中市桜が丘三丁目二番地の四	短期入所生活介護	平成二五年四月一日
社会福祉法人桜風会	府中市桜が丘三丁目二番地の一	地域密着型特別介護老人ホームあいあいの四	府中市桜が丘三丁目二番地の四	短期入所生活介護	平成二五年四月一日
株式会社府中家具会館	府中市中須町九一九番地一	府中家具会館ケアサポート	府中市中須町九一九番地一	福祉用具貸与	平成二五年四月一日
株式会社府中家具会館	府中市中須町九一九番地一	府中家具会館ケアサポート	府中市中須町九一九番地一	特定福祉用具販売	平成二五年四月一日
有限会社清和	広島市安佐北区白木町古屋二四九番地一	有料老人ホーム故郷 八本松	東広島市八本松町原一一二六四番地一	特定施設入居者生活介護	平成二五年四月一日
株式会社ほのか	世羅郡世羅町小世良三七九番地一	株式会社ほのか訪問入浴介護事業所	世羅郡世羅町小世良三七九番地一	訪問入浴介護	平成二五年四月一日